

令和6年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項の規定により作成する茨城県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、地域医療介護総合確保基金を財源として予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 この基金の対象事業（以下「基金事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

事業の区分	事業の内容	交付基準	交付の相手方
県計画に定める介護施設等の整備に関する事業	地域密着型老人福祉施設整備推進事業 （地域密着型サービス等整備助成事業）	別表1のとおり	市町村
	老人福祉施設開設準備経費助成事業（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）	別表2のとおり	市町村
	地域密着型老人福祉施設整備推進事業 （既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）	別表3のとおり	市町村
	地域密着型老人福祉施設整備推進事業 （介護職員の宿舎施設整備事業）	別表4のとおり	市町村

（交付額の算出方法）

第3条 県計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める基準額に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を予算の範囲内において助成するものとする。

ただし、「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表4の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額について予算の範囲で知事が別に定める基準額内で助成する。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、補助金交付申請書（様式第1号）による申請もできるものとする。

（変更交付申請）

第5条 この交付金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、前条に定める申請の手続きに従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 この交付金の交付決定の通知は、交付金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 この交付金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の交付金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付の条件)

第8条 市町村の助成により事業者が実施する基金事業に対して基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町村に対し次の条件が付されるものとする。

- (1) 基金事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 基金事業を中止し、又は廃止する場合には知事の承認を受けなければならない。
- (3) 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 市町村が、事業者が実施する基金事業に対して、茨城県からの補助金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。

ア 事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であるため競争を行う必要があり、予定価格1千万円以上の建設工事については、原則として一般競争入札によるものとし、設備整備についても一契約の予定価格が160万円（設備工事にあつては250万円）を超える場合には原則として競争入札によらなければならない。また、低廉な物品を調達する以外は、特段の理由がない限り一者随意契約は認められない。

イ 基金事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には別に定める様式により速やかに市町村長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

コ 事業を行う者がアからケまでにより付した条件に違反した場合及び偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。この規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(5) (4)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(6) (4)の力により、事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(7) (4)のロにより、事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日（事業を中止し、又は廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に報告しなければならない。報告にあたっては、電子申請・届出システムによる報告を原則とするが、実績報告書（様式第3号）による報告もできるものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、当該年度の3月31日までに知事に報告しなければならない。報告にあたっては、電子申請・届出システムによる報告を原則とするが、年度終了実績報告書（様式第4号）による報告もできるものとする。この場合の事業実績報告の提出期限は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日までとする。

(交付額の確定)

第10条 この補助金の交付額の確定は、補助金確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(交付金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第12条 この要項により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

付 則

この要項は、令和6年7月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1 配分基礎単価

地域密着型老人福祉施設整備推進事業（地域密着型サービス等整備助成事業）

1 区分	2 基準額 ※以下の単価内で市 町村長が定める額	3 単 位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る費用は対象としないものとする。</p> <p>なお、地域密着型特別養護老人ホーム併設のショートステイ用居室の補助対象は原則として、10床を上限とする。</p>
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	66,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,820千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280千円	整備床数	
・小規模な介護医療院	66,000千円	施設数	
・認知症高齢者グループホーム	39,600千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円	施設数	
・介護予防拠点	10,500千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,410千円	施設数	
・生活支援ハウス	42,100千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,410千円	整備床数	
・施設内保育施設	14,100千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280千円	整備床数	

介護施設等の合築等		
上記の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基準単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる
空き家を活用した整備		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症対応型デイサービスセンター 	10,500千円	施設数
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 軽費老人ホーム 	1,330千円	定員数

注1) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基準単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

注2) 小規模な介護付きホームのサービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

別表2 配分基礎単価

老人福祉施設開設準備経費助成事業（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

1 区分	2 基準額 ※以下の単価内で市 町村長が定める額	3単位	4 対象経費	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 	989 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 職業訓練期間中の雇上げは最大6か月間。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院 				
<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム 				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 				
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置） 	4,960 千円	施設数		
定員29名以下の地域密着型施設等				
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 	989 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護老人保健施設 				
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 				
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護医療院 				
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 				
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 				
<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 				
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 				
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	16,600 千円	施設数		
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な養護老人ホーム 	496 千円	定員数		

	・施設内保育施設	4,960千円	施設数	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・IGTの導入に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	大規模修繕が、概ね1千万円以上の場合以下の額とする。 496千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。
	・介護老人保健施設			
	・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	大規模修繕が、概ね250万円以上1千万円未満の場合は以下の額とする。 458千円		
	・介護医療院			
	・養護老人ホーム			
	・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員29名以下の地域密着型施設等				
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	大規模修繕が、概ね1千万円以上の場合以下の額とする。 496千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。	
	・小規模な介護老人保健施設			
	・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	大規模修繕が、概ね250万円以上1千万円未満の場合は以下の額とする。 458千円		
	・小規模な介護医療院			
	・認知症高齢者グループホーム			
	・小規模多機能型居宅介護事業所			
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630千円	施設数	
	・小規模な養護老人ホーム	229千円	定員数	
	・施設内保育施設	2,290千円	施設数	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費				
	・介護予防拠点	109千円	1か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需

			用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
--	--	--	---

注1) 小規模な介護付きホームのサービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

注2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入についての介護施設等の大規模修繕とは、下記（1）又は（2）に該当するものとし、修繕の内容が下記に該当するかの判断を市町村及び県に事前に協議しなければならない。

（1）施設の一部改修：一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

（2）施設の付帯設備の改造：一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

なお、（1）、（2）の一定年数とは、おおむね10年とする。

また、大規模修繕にかかる経費については、対象とはならない。

注3) 介護ロボット・ICTの導入時期は、概ね大規模修繕の契約日以降6か月の期間内でなければならない。

注4) 介護ロボット・ICT導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用し、別紙様式1に基づき別に県が定める日までに市及び県に報告するものとする。なお、介護ロボットについては導入後3年間、ICTについては導入翌年度まで報告しなければならない。

別表3 配分基礎単価

地域密着型老人福祉施設整備推進事業

(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

1 区分	2 基準額 ※以下の単価 内で市町村長 が定める額	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室→ユニット化」改修	1,300千円	整備床数	
「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	2,600千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	800千円	整備床数	
介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム 	3,820千円	施設数	
共生型サービス事業所の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・ 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,130千円	事業所数	

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

別表4 配分基礎単価

地域密着型老人福祉施設整備推進事業（介護職員の宿舎施設整備事業）

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
・特別養護老人ホーム	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p> <p>※なお、介護職員定員数に3,734千円を乗じた額を配分基準の標準額とする。</p>	1/3	
・介護老人保健施設			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・介護医療院			

注1) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

注2) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。

注3) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

注4) 入居者については、介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や当該施設以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。